

平成19年第3回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成19年9月18日 午前10時02分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 渕 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君
10番	寺 田 和 郎 君		

1. 欠席議員

1番 河原井 大介 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

副町長	岩間伸博
教育長	三村亮一
代表監査委員	一木邦彦
総務課長	田上勤
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	山口充彦
町民課長	横田栄子
保険課長	加倉井一史
健康福祉課長	松本秀利
産業振興課長	田口喜一
都市建設課長	小林修一
下水道課長	高橋洋造
会計課長（会計管理者）	川又重光
水道課長	松崎榮
農業委員会事務局長	阿久津道男
教育委員会事務局長	海野勝美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村主
書記	鯉淵和己
書記	桑野智弘

1. 議事日程

議事日程第2号

平成19年9月18日（火曜日）

午前10時00分開議

1. 付議事件

一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時02分開議

議員の出欠

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は16名です。欠席、1番河原井大介君、遅刻、15番根本正典君、ほか全員出席であります。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人3名を許可いたしました。

一般質問

議長（小林 宏君） 本日は一般質問から入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問をしないようお願いいたします。

それでは、通告第1号、7番玉川台俊君の発言を許可いたします。

7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） 議会定例会に当たり、通告によるところの一般質問を始めます。

質問は、城里町地域防災計画に関して行いたいと思います。

町の防災計画は、住民の生命、財産の安全確保を目的に立案・計画される必要があることから、疑問的について伺います。

防災計画で、地震については、震度7を想定した防災対策の確立を図ることになっておりますが、その被害想定について、なぜ計画の目的で阪神・淡路大震災のさまざまな教訓、課題を踏まえ、震度6弱以上の大規模地震への対応の指針となることを期して策定するものであるとうたいながら、基本方針でも大震災の教訓を踏まえ、震度7の地震を想定した防災対策の確立を図るとうたっておきますが、本町の被害想定が震度5強から6弱で想定されている。想定するならば、基本の計画の基本方針に沿った阪神・淡路大震災で観測された震度7ですべきではないかということでもあります。

次に、震度5強から6弱の地震が発生した場合の被害想定で、人的被害は、死者、重症者はなく、軽症者数が2,103人と推定されておりますが、想定地震は平日の18時に発生と想定されております。発生する時間帯によっては被害の状況が変わるといわれております。

阪神・淡路大震災、気象庁の正式名称平成7年兵庫県南部地震では、死者6,434名、行方不明3名、負傷者4万3,792名でありましたが、午前5時46分の未明に発生したために6,000名規模にとどまったとありますが、発生が1時間おくらせていたならば、死者数は2万人を超えていたともいわれております。

被害を想定するのであれば、最大値で想定すべきではないかと思えます。この18時という時間帯の想定は、被害想定の中でどのようにとらえる時間帯であるのか伺いたいと思えます。被害が多い時間帯なのか、少ない時間帯なのか。

次に、建物被害では、昭和56年以前に建築された木造建物が124棟全壊すると推定されておりますが、城里町には昭和56年度とそれ以前に建築完成した住宅が3,279件あるといわれております。地震の被害は、これら昭和56年5月31日以前に着工した旧耐震基準で建設された木造一戸建ての住宅の被害が想定されるが、半壊や一部損壊はどれほどの被害があると考えられるのか、伺いたいと思えます。

阪神・淡路大震災では、全壊が10万4,906棟、半壊が14万4,274棟、一部損壊39万506棟でありました。半壊は全壊の約1.38倍、一部損壊は3.72倍になり、これを単純に城里町に当てはめれば、半壊171棟、一部損壊461棟で、全体では756棟に被害が発生すると考えられ、世帯数の約1割に相当すると考えられるが、いかがお考えでしょうか。

また、阪神・淡路大震災では、一部において震度7を観測し、初めて震度7が適用された地震であることから、最大規模の震度7を想定した防災対策の確立を図るとありますが、想定被害上では、本町の震度は5強から6弱として被害が想定されております。これが震度7であれば、被害状況も変わってくると思えますし、大は小を兼ね、想定外の震度では、計画が無意味であることから、震度7でこれも想定すべきではないかと冒頭で申し上げましたが、震度7で被害想定した場合の人的被害、建物被害はどのくらいになると考えられるのか伺いたいと思えます。

さらに、大地震が発生すれば、水道が打撃を受け、給水が不可能になることが容易に推測されますし、断線により電気の供給も一時的にとまることと思えます。一般家庭の多くは、水もなく停電してしまうと、炊事ができなくなってしまうので、建物被害がなくても多くの方が避難所に避難されると思われませんが、想定にある物資供給対象者数合計2,109名は、どのような状況に置かれた方を対象としているのか。また、震度7で想定した場合、対象者はどのくらいに上がると考えられるのか伺いたいと思えます。

次に、城里町全体で想定された物資供給対象者数は2,109人で、問題は、避難所に求められるのは、食料や飲料水を初め、避難所生活に対処できる物資の供給にあります。どのような救援物資が準備されているのか。食料は被災人口の3日分が目安とされております。

すが、どこにどれだけ保管されているのか伺います。

また、水道が打撃を受けたときに、応急給水として、プールや河川の水をろ過して飲料水として使うことも想定されておりますが、ろ過浄水器の整備状況、また、ろ過能力の規模はどの程度になるのか伺いたいと思います。

次は、人的被害であります。想定では、幸いに死者、重傷者はいないことになっておりますが、軽症者数2,103人と推定されております。けが人の手当はだれがするのか。病院でも停電、水なしでは機能が麻痺すると思われませんが、対策はどのようなになっているのか。

災害救助には、日本赤十字、保健所、自衛隊、医師会などの協力が挙げられておりますが、本町よりも水戸市の被害が多く想定されている中で、医師等の医療関係者の確保は難しいのではないかと考えられるが、この問題はどのように解決されるのか伺います。

これに関連しまして、防災上重要な施設の管理者としての診療所、病院は、業務の大綱として、1つ、災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること、2つ、災害時における負傷者等の医療救護に関することと大綱にありますが、どのような内容になるのか。

医療救護活動への備えでは、災害時において、広域あるいは局所的に多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災人などが相まって、被災地地域内では、十分な医療が提供されないおそれがあり、これら医療救護需要に対し、迅速かつ的確に対応するため、平常時より町は医療機関等と連携し、医療救護活動への備えを図ると記述されておりますが、医療救護施設の確保として、施設の倒壊を防止し、安全性の確保、ライフライン代替設備の確保として自家発電装置、非常用井戸の整備を求めておりますが、町は計画書に医療機関の一覧が記載されている中で、災害時の協力に関する協定とかをどのように結んでいるのか、伺いたいと思います。

また、町の対応として、救急薬品、医療資材や機器等の備蓄を進めることになっておりますが、現状はどのようなになっているのか伺います。

次に、防災施設、設備の整備、強化の項については、防災対策本部は役場に設置することになっておりますが、役場が被災した場合の代替施設はどこにするのか。複数候補を準備して優先順位を決めておく必要があるのではないかと思います。計画を伺います。

また、大地震が発生すると、電話も断線などで不通になることが予想されますし、携帯も集中的に使用されることから混乱が起き、本部と避難場所との連絡はどのように行うのか。

また、計画書には無線局の設置がうたわれております。無線従事者の資格を有する者を指名し、管理者を置くと思いますが、当町にはこの有資格者は何名おられるのか伺いたいと思います。

続いて、被害の予防として、この10月から地震の揺れを未然に知らせる緊急地震速報が

開始されるところでありますが、学校や公共施設にこのシステムの導入についてどのようにお考えか伺います。

さらに、防災に強いまちづくりのために、旧耐震基準で建設された木造住宅の耐震診断を行い、被害の縮小を図るために、また、対象となる住宅にお住まいの町民の不安を解消し、生命、財産の安全を確保する努力を促し、啓蒙するためには、耐震診断を受けるための補助制度を実施することが行政として必要と思いますが、考えを伺います。

地震について質問は以上であります。最後に、洪水被害想定に関してであります。過日、洪水時の浸水想定マップが各戸に配布されたところであると思いますが、そこに示された避難場所一覧表に、10番坏小学校、16番坏地区公民館が記載されておりますが、この2カ所については、想定浸水地域内にあることから、浸水時にはあらかじめ別の避難場所に避難するようにすべきではないかと思いますが、これについてはどのようにお考えか伺いまして、1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 7番玉川議員からの城里町防災計画についてということで、ご質問がございましたが、ご答弁を申し上げたいと思います。

第1番目に、防災計画の中での震度を想定する基本計画、それらについては、阪神・淡路大震災で観測された震度7とすべきではないかということであります。これにつきましては、震度の想定については、いわゆる阪神・淡路大震災の震度7、マグニチュード7.3で計算をした場合には、本町は比較的地盤がいいというふうなことにありまして、本町の震度は5強から6弱というふうな想定でありますので、これをもとにして計画をしておるところであります。

次に、18時という時間帯の発生の想定であります。あくまでも想定であります。しかし、冬の18時、いわゆる夕方6時、暖房機器を利用する機会がふえる。また、ちょうど通勤・通学者等が帰宅する時間帯にもなるそういう時期、それから、食事の準備にも入ると、そういう時間帯でありますので、多い時間帯とそういうふうな想定をして、設定をしておるところであります。

次に、3番目に、建物の被害では、半壊、一部損壊はどういうふうな考えられるのかということですが、全壊124戸ということで、阪神・淡路大震災のケースに当てはめるその倍率でやっていくと、玉川議員ご指摘のような数字になるかと思っております。しかし、建物の密集度合い、それから、市街地がどういうふうな形成されているのか、そういうことによってもかなり数字は違ってくるのではないかと、そういうふうな想定をされるわけです。

例えば、全壊の家がすぐ隣にあって、それがかぶさってきてそれをもらって壊れると、そういうケースもいろいろあると思いますが、いずれにいたしましても、それらについて

は、計数的にはその阪神・淡路大震災に合わせれば、先ほど玉川議員からのご指摘のとおりだと思います。

次に、震度7で被害を想定した場合の人的被害、建物の被害はどのようになるのかということですが、震度7ということはこの地域に当てはめると、マグニチュード8.3になるということになります。これらの震度につきましては、関東大震災がマグニチュード7.9でありますので、それらについては、現在のところ試算をしておりません。

次に、物資の供給対象者数が、震度7で想定した場合はどのようになるのかということですが、この件につきましても、現在のところ正式な想定は算出はしておりません。必要ということになれば震度7の想定、それについても手持ちの中で計算をしてみたいと、そういうふうに考えておるところであります。

次に、どのような救援物資が準備されるのかということになります。

新町になって地域防災計画、最初の計画でありまして、現在は、救援物資等については、現実としては備蓄をしておりません。これらについては、必要に応じて財政状況等も勘案しながら、どのような整備の方法がいいのか、そういうことも考えながら進めてまいりたいと考えております。

当面は、茨城県の災害救援物資等を要請するという考えであります。それぞれの地方総合事務所等にも、食料等パンが1万8,000食、おかゆが1万1,000食、クラッカーが7万9,000食、チョコレート1万2,000食、飲料水6,000ℓそれから、毛布等については1万7,000、防水シートが3,600、簡易トイレ1,300と、それらが県で手持ちで備蓄しておるものであります。そういうものも勘案しながら、広域的に対応してまいりたいと考えておるところであります。

いずれにいたしましても、3日分の食料をどうするのかということですが、やはり1つは、災害時における自己防衛、それから、それらによる自助、それから近所隣の共助、それから公的な公助、そういうものをあわせながらそういう対応をしてみたいと考えておるところであります。

次に、ろ過浄水器の整備状況ですが、現実、ろ過浄水器等については整備をしておりませんが、1日6トンが必要であろうと、そういう現在想定をしておるところであります。そういう中で、飲料水等については、それぞれの家庭の井戸とか、そういうものに当面は頼らざるを得ないということになります。

次に、2,103人と想定されるけが人の手当はだれがするのかということですが、これにつきましては、やはり町外の医療機関を及び茨城県医師会、県の薬剤師会、そういう関係機関等に協力を要請しながら、その専門の方に治療に当たっていただくというほかはないと思っております。

防災上重要な施設の管理者として、病院、診療所とあるが、どのような内容で災害時に起きる収容患者に対する医療の確保に努めるということとはどのようなことかということ

ありますが、それぞれの医療機関が耐震化等に努めていただく、また、病院の入院患者等についても、災害時においても継続して医療ができるようお願いをしたいと、そういうふうに考えておるところであります。

また、災害時に起きる負傷者等の医療救護に関することについては、被災者全般に対する医療救護活動を行うということで、応急処置並びにそれらの重症、軽症者、その判定をして、重症者から病院の搬送時そういうものを決定していただくと、そういうことにご協力をいただく、そういうことであります。

次に、医療救護施設の確保として、町は災害時の医療機関と協力に関する協定を結んでいるのかということですが、現在は協定は未締結であります。茨城県と茨城県医師会等については協定は締結をいたしております。今後救援救護対策等の実施のために、それらの環境整備に努めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、救急医薬品、医療資材や機器等の備蓄の現状はどうかということですが、現在は、水戸市消防等についても若干整備はされておりますが、町自体としては未整備であります。これらについても、現実的な考えの中で、財政状況を見ながら整備をしてまいりたいと考えておるところであります。

次に、災害対策本部について、役場が被災した場合は代替施設はどこになるのか、役場がだめになってしまったらどうだということだと思いますが、原則として災害対策本部の設置については、役場の会議室ということになっておりますが、それらが困難な場合は、コミュニティセンター城里、常北保健センター、常北公民館の順位で設置をしてみたいと考えております。

災害対策本部と避難所の連絡はどうするのかということですが、現在、情報無線等が設置をされておりますが、それらが直接全体を網羅するというような通信施設については、未整備であります。防災無線の移動での活用、また、本当に通信網、電話網が遮断された場合は、最悪の場合は職員等による徒歩、バイク、そういうもので連絡に当たるといふ考えであります。これらやはり孤立の可能性がある地区の避難所等についても同じような考えで、やはり最終的には徒歩になるのではないかと、そういうふうに思っております。

次に、無線従事者の資格を有するものは何名かということですが、陸上特殊無線技士等について、本町においては11名が資格を取得しております。

次に、緊急地震速報の運用が10月1日から開始されるということですが、これについては、気象庁がNHKを通じて、即時震度5以上の地震速報を流すということですが、地震が起きる前の数秒から数十秒の間であるというふうにいわれております。直下型のような場合はすぐ到達するということですが、これらについては、学校や公共施設へのシステムの導入というのは、現在のところなかなか難しいのかと考えておりますが、行く行くは防災無線等と連動したそういうシステムになっていかないと間に合わないのかなと、そういうふうに考えておるところであります。

次に、住宅の診断を受けるための補助制度の実施が必要ではないかということですが、現在、耐震診断が求められている住宅については、昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅ということですが、これについては、国の補助、県の補助、市町村の補助というふうな3段階での補助がありますが、これらについては、国・県の補助に適合する補助であれば、町もそれらの補助どおりに行ってまいりたいと考えておるところであります。それらの条件等については、今後十分詰めをいたしまして、それらに対応してまいりたいと考えておるところであります。

次に浸水の想定マップであります。浸水地域内に避難場所があるということで、浸水時には、あらかじめ別の避難場所に避難するようにすべきではないかということですが、各家庭へお配りをいたしました浸水のマップ、すべての避難所が掲載してあります。浸水地域にある、例えば坏地区等については、災害の種類によっては、やはり浸水時には使用できないということになれば、その次の北方小学校、桂公民館、そういうふうな災害の種類によっては避難場所が異なってくるというふうなことになるものと思っております。

それと、近隣町村との協力関係であります。災害時等の相互応援に関する協定については、県内の全市町村と行っておりまして、また、茨城県広域消防の相互応援協定、これについても県内全市町村、また、一部事務組合、広域消防等とも締結をしておるところであります。

以上、お答えを申し上げまして、終わりにさせていただきたいと思っております。

議長（小林 宏君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、最初の震度7で行うべきではないかということなんでありますが、これはあくまでも想定の問題であって、現実的に7が起きるかということ、私もそのようは思っておりません。しかし、基本計画、基本方針では、「震度7の地震を想定した防災対策の確立を図る」と書いてありましたので、私は関東大震災が7.9であったというお話を伺いまして、それに該当する大きさとしてマグニチュード8.3が起こるという前提がないと、7にはならないというお話でありましたが、その発生する震源の大きさよりも、想定するときは地表での揺れから計算すれば、もともと想定が、この役場を中心とした直下で起こるということを想定しているわけですから、その震源の深さであるとか、それはさておいても、実際に震度7というのは、地表での揺れでありますから、震度7の揺れを想定した被害はどうかというようなことを考えるべきではないかなと思っております。

というのは、震度7という場合には、地表の揺れはどのぐらいになるかということなんですが、1秒間に何センチ動いたかという速度があるみたいで、単位はカインというふうであります。震度5強の場合は20から40カイン、6弱は40から60、7の場合は100以上ということになります。そうしますと、おのずと揺れが倍以上になってくるわけです。そう

しますと、建物被害もふえるのではないかと。

ですから、私が申し上げたいのは、地下で8.3以上のものが起きないと7にはならないということではなくて、震度7を想定した防災対策とありましたので、震度7が地表で揺れたことを想定すべきではないかと申し上げたいところでもあります。ですから、地盤がよい悪いはさておいて、100センチと言うんですか、100カイン以上が震度7でありますから、それを想定すべきではないかと思えます。

というのは、7月中旬に発生しました新潟の地震で、原子力発電所の地震もあそこでは単位がガル、最大加速度というものでお話がありましたが、発電所をつくる時には450ガル以上はならないだろうという想定で建設されました。ところが、実際には、900ガルを超える倍以上の揺れが発生して、あのような被害が起こったということでもあります。

ですから、活断層にしても、我々はなかなかわかりません。だけれども、想定ではできないのではないかと。あの原子力発電所も、残念なことでありましたが、あの揺れが想定外でありました。結構この問題は想定上の問題で、実際は私も含めて起こらないだろうというのがありますが、一応、計画書ではそういうことを想定して行うべきではないかなと思えます。そういう考えで持っていたきたいなと思えます。

それと、冬の平日18時ということが、結構多い時間だろうということではありますが、私もいろいろ調べてみますと、この想定被害に使われました地震被害想定支援ツールというものが想定方法としてありましたが、このほかにマニュアルというものもあるみたいです。マニュアルを見ますと、今言った加速度とか出てくるわけでありまして、そのマニュアルには、屋内人口滞留率というものがあるそうでもあります。これはその時間帯にある一定の率がありまして、それに人口を掛けるということでもあります。

平日18時を見ますと0.64、ですから、人口の64%が屋内にいるということになっております。休日になりますと、若干ふえまして0.73、1日の中で一番低いのは午前10時、0.25%、0.25でありますから、25%の方が屋内にいるということらしいであります。午前2時、真夜中です、これが0.96です。ですから、96%の方が大体在宅しているというような係数がありまして、これに人口を掛けると被害想定をできるそうでありまして、18時を1としますと、10時は0.4倍、午前2時は1.5倍になります。でありますから、ここでもどうして最大値を用いなかったのかな、想定するのであれば最大値の午前2時、ほとんどの方が家にいられる時間帯で想定すべきではなかったのかなとそのように思います。そのことについてどのようなお考えなのか。

それから、住宅の半壊、一部損壊ということがありましたが、大体阪神淡路大震災に当てはめれば、私が申し上げたような数字になるのではないかとということでありましたが、私は、ちょっと細かく数値を入れられないというか、昭和46年以前の建物が何棟あって、昭和56年以前の建物が何棟あるかということがはっきりわからないので、56年以前を一くくりにして計算しております。この辺の想定被害をつくったときに、どのような数値で

計算されたものか、計算方式、それをわかればお聞きしたいと思います。

それから、全壊というのは、もう一つには、全損というものがあるそうです。全壊というものは、建物が壊れてけが人が出るだろうというときに使われる想定でありまして、全損という場合には、人的被害ではなくて、建物が壊れたときに経済的にどのぐらい被害をこうむるかという数値があるそうでありまして。

これが、例えば町が想定している全壊率、6弱の場合、昭和46年以前の場合は5%で、それ以上、昭和56年以前が2%、57年以降は0%ということになっておりますが、震度7、最大速度100カイン以上なんでありまして、100の場合では、5%が23%、2%が12%、ゼロが3%に全壊率がふえるみたいであります。ですから、5倍近くの想定被害が数字として出るのではないかなと思います。ですから、その想定震度によってかなりの差があると。これを7で対応するのか、5強、6弱で対応するのかということでありまして。

それから、先ほど申し上げた全損率、建物被害、金額的にどのぐらい補修するのにかかるのかなというところで見ますと、全壊率が同じ6弱の60カインという速度の場合、5%と申し上げましたが、これが26%に膨れ上がるみたいです。昭和47年以降56年以前の2%が9%にふえる。57年以降の建物でも2%の被害が出ると。それで、これが100カイン（震度7）になりますと、46年以前の建物は69%が経済的被害を受けるということになっております。全損率です。ですから、全損ですから建てかえが必要になってくるというのが約70%です。

続いて、昭和47年以降56年以前のものでは38%に膨れ上がると。それ以降の57年以降、築26年以内ですか、ざっとその計算になりますが、これでも15%の建物被害、経済的な被害が出るということがあります。その想定被害にこういう全損率が出てこないのはなぜなのかなと。「住民の生命、財産の安全確保を目的」という文章がありますから、財産の安全確保というからには、全損率も出しておくべきではないのかなと思います。このことについても答弁をいただきたいと思います。

それから、震度7での人的被害、建物被害はどのぐらいになるのかなということでありまして、私、いろいろ計算してみたんです、自分なりに。そうしますと、おおよそ負傷者率、マニュアルがある負傷者率の計算方法というのがあるそうで、これを私なりに当てはめると、旧常北、桂、七会の地区はそれぞれ14.1%以上の負傷者率になるということで、なぜかこの想定被害は震度7——いや、震度6以降は同じパーセンテージなので、これは5強、6弱でも14%以上になっておりまして、私の計算は15%前後でありましたから、それ以上は同じみたいな感じなので、これはこの数字でいいのかなと思いますが、物資供給対象者数合計2,109人、これはなぜか私の計算では震度7で計算されているみたいです。ですから、いろいろな想定でされているのかな、これはどこかのコンサルにお願いをしてつくったんでしょうけれども、そのコンサルさんの作り方がちょっとばらつきがあるのではないのかなと思います。

また、想定被害の中でこういう文章があります。一番下のあたりなんですけれども、「想定地震は最も大きな被害の発生を想定したものと考えられる」という文言になっております。この「したものと考えられる」というのは、ちょっとおかしいのではないかなど。想定して考える、想定して考えた。「したものと」というのは、何か他人事でありまして、町としては本来、震度7を「したもの」ではなくて「想定して」この想定被害をまとめてもらうべきではないのかなど。何か他人事で残念な文章であるなどちょっと思いました。

それから、これは答弁が漏れたのか、私が聞き損じたのかわかりませんが、5番目の問題として、物資供給対象者数合計2,109人、この方はどのような状況に置かれて、物資供給対象者数としてカウントされたのか、この辺をどういうふうに計算されたのか。例えば家が壊れてしまった、壊れてはいないんだけど水道が出ない、いろいろなケースがあるかと思いますが、この2,109人の計算はどのようなことで計算されているのか、これを伺いたいと思います。

それからろ過器、救援物資はまだ準備されていないということで、財政的に考えて、これからということではありますが、それはそうなんだろうが、それについては、災害はいつ起こるかわからないということでもありますから、なるべく早く、できる範囲と申しますか、基本的な数値、ですから、この数値が必要なんだろうし、ここら辺を全くないというのも寂しいものがあります。

それからろ過器、これはまだ未整備だということでもありますし、1日6トンが必要ではないかという答弁がありました。それで、例えば、一番困るのは水が出ない。水が出ないとどうなるかという、もちろん炊事ができません。家が壊れていなくても炊事ができない。飲み水はペットボトルなんかで対応はできるんでしょうけれども、炊事ができない、また、入浴もできないし、トイレの水も流せないというような問題が発生してしまうということでありまして、水道が損害を受けたときには、どのぐらいの復旧期間が町は要するものと考えられるのか、この辺も想定していくべきではないかなと思いますし、危険な場所はどこなのか。

これもマニュアルの中には、管の太さ、管の種類、塩ビであるとか、昔ながらの鉄管であるとか、石綿といういろいろな想定がありますが、それに長さを掛けると何箇所ぐらい壊れてというのが出るそうでもありますので、これは私、ちょっと資料的にはないのでわかりませんが、水道課の方ではそういう資料は持っていると思いますので、きょうは特段に答弁は必要ありませんが、そういうことも想定していただいて、計画に盛り込んでいただければ。何が一番困るかという、やはり水が出ないということであろうと思います。

それから、負傷者の治療はどうするんだという答弁に、町長は、医師会であるとか、赤十字であるとか、自衛隊とかお話しされましたが、想定では、城里町、この役場が直下で地震を受けたときに、2,000名ほどの負傷者が出るのでありますが、水戸市の場合は死者

も出ますし、重症者も出ますし、人口が多い分負傷者数も出ると。大きな被害が発生してしまうということは、日赤、また、自衛隊にしてもなかなかこちらまで医療関係者の方が来ていただくというにはちょっと疑問があるなど。自前でやらなくてはいけないのではないかなど。地理的な格差というわけではございませんが、そのようなことが想定されますので、水戸の歯科医師会であるとか、医師会であるとか、医療関係者、日赤の方を期待するのは、ちょっと問題があるのではないかと思いますので、計画の中でもう一度見直しをしていただきたいと思います。

それから、支援者に提供する物資がないということで、県の物を頼るといようなお話がありましたが、この問題も、この地震が発生したときには水戸市で大きなものが発生するし、緊急にその飲料水、食料を県の方に要請して待っているという状況では、やはり時間的に無理があるのではないかなどと思いますし、こちらまで届くのに時間はかかるということを考えて、必要最低限は確保していただきたいと思います。

それから、負傷者の治療は自前でやっていく方法を考える必要があるということであり、診療所、病院等にまだ協力というか、協定は結んでいないということですが、この協定を結ぶことについては、財政的な負担はないのでありますから、早急に仮定とはいえ必要なことありますから、早急にこの協定を結んで、少しでも安心が求められるような体制をつくっていただきたいと思います。

それから、計画書には救急医薬品とか、医療機材等の備蓄が書かれていますのでありますが、これも全くないという状況であるということで、最終的には、自分の身は自分で守ることが必要でありますから、私はこの質問をするときに、一応思うのは、想定7の震度は起こらないけれども、ある程度あるかもしれない。その不安をなくすためには、町に頼られても町も困るといものを町民の方にお示しをして、震度幾つぐらいの地震が実際に発生したら、これだけの被害があるんですよ。だから、とりあえず当然水戸市の方も被害が大きいのかなかなかこちらには回ってこないことも考えられるから、町民の方には食料であるとか、それなりの蓄えを日ごろからしていただくように啓蒙する機会になるのではないかなどと思ひ、質問しておりますので、その点をくみ取っていただいて、質問を聞いていただければと思います。

それから、緊急地震速報システムにつきましては、町長は、防災無線と連動してといようなお話でありましたが、それではちょっと時間がかかってしまうのではないかなど思います。自動的にシステムに無線というんですか、そのシステムというのは、気象庁がスイッチを入れれば、今から10秒以内に発生するといような案内があるそうであります。それによって、子どもたちが、例えば学校であれば机の下に隠れるといことが必要なんですけれども、町長の答弁では、町の防災無線と連動してといことになりますと、その10秒とい時間がなくなってしまうのではないかなど思いますから、ぜひそのシステムを

そのまま導入していただければなど。これは町民に対する不安解消になるんだろうと思いますし、これはやはり必要ではないかなと思いますので、ぜひそのように考えていただきたいと思います。

それから、物資は何もないということなので聞きようもないのでありますが、私が考えていただきたいのは、例えば冬想定しております。そうしますと、当然寒いわけで、暖はどのように取る計画なのか、自家発電機はあるのかなのか、その辺もどのように今後検討されるのか。ですから、エアコン等は、当然体育館を使用することになるんでしょうし、そういうところではエアコンもありませんし、暖をとるにしてもなかなか取りづらい、そうすると、電気もないということになると、だるま式のストーブになるのかなど。

それと、灯油なんかの備蓄も、どのように考えていくのかなということもあわせて考えていただきたいと思いますし、医薬品の場合は、すり傷とか切り傷対応だけではなくて、とっさに家から避難した場合に、例えば常時服用している血圧の薬であるとか、糖尿の薬であるとか、いろいろな毎日欠かせない薬等が出てくる、そういうものがなくなってしまう、失ってしまうということも考えられると思います。これは1日必ず飲んでいかななくてはいけないような薬でありますから、こういうことは、緊急用として医者の方を待っているわけにもいかないと思いますし、てんてこ舞いになることを想定しますと、これは医師会とか、医療法もかんがみて備蓄はする必要があると思いますが、そういうこともきめ細かに考えていただきたいと思います。

それから、先ほどの想定の問題であります。震度7というのはなかなか机上ではできませんが、現実味はないだろうと。しかし、阪神・淡路大震災の中心となった神戸も、その地域は地震が少なく、5強ぐらいまでの想定はしていたというのが現状であったそうあります。これはどこの市町村でもそういうものではないかなと思いますし、当町もそうであろうと。

そこで、仮定の話になりますが、新潟の柏崎、原発を設計するとき、その当時考えられた活断層で地震が発生した場合には、450ガル以内でおさまるという計算のもとにつくられたとありますが、実際には倍以上起きてしまった。当町において、一番近い、例えば活断層でありますか、そこで地震が発生した場合には、最大はどのくらいなのかなど。そういうものを想定していただいて、大体そんなには大きくなるんだと思いますが、その数値に沿って財源も限りがあることでありますから、その備蓄の問題も必要最低限そのぐらいには必要ではないかなということで、そういう想定をいま一度してもらいたいかなと思います。

現実的な対応だと思えますが、町民の方には震度7の場合はこういう被害があるし、それは実際には行政では対応し切れない。ですから、町民の方は自分の身は自分で守っていただきたいような啓蒙をしていくことと、行政としては限りある財源を生かすためには、必要最低限の想定をさらにしていただいて、備蓄なりをしていただければと思います。

とりあえず、この計画はつくりましたけれども、現在進行形ということでもありますから、とりあえず2回目としてはこの辺にしますけれども、最後の洪水の問題であります、このマップは、城里町浸水想定マップということで作られているということなんです。その中に避難場所一覧ということで書いてあるわけなんです。ですから、これは水難、洪水に限って作られているので、これはつくり方がおかしいのではないかなということなんです。

そもそも洪水が発生したときに水没する。どのぐらいの深さで水没するということが示されているのでありますから、そこに、避難場所と一覧として載せてしまうのはどうかと。注釈が必要ではないかなということなんです。そこがつくるときにちょっと抜けていた考え方ではないかなと思いますので、そういうことなので、避難先は北方であるとか、そちらへ避難するにしても、ここにはそのような説明がないので、そういう注釈をつける必要があるのではないのでしょうかなんです。ですから、避難場所として書かれるというのはわかるんですけども、これはそもそも洪水を想定したものでありますから、それに載せてしまうのはどうかということでもあります。

とりあえず、以上で2回目を終了いたします。

議長（小林 宏君） さらに、傍聴人2名を許可いたしました。
町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 玉川議員からの2回目のご質問でございますが、震度7のとらえ方の問題、また、冬の18時の時間帯の問題、それから、7のときの全半壊の計算、それから全損壊の件、2,109人の避難といえますか、物資供給対象者はどのような状態の人を指すのかという問題、また、中にある文言の問題で、最も大きなものを想定したもの云々というふうなことでありますが、その問題、それから、水戸市の問題、それから、食料の必要最低限の問題であります、細部についてはもう一度総務課長の方から申し上げたいと思いますが、全体的に私の方から結論的なお話であります、地震に対する備え、それから考え方、そういうものについてのやはり町民の自助、共助、それから公的な支援の状況、そういうものをいざ災害があったとき、どうするかというような問題についても、機会をとらえながら啓蒙をしてまいりたいと、そういうふうにご考えておるところであります。

いずれにいたしましても、最低3日分の自分の身を守るというようなことについても、十分町民の方にも認識をしていただきながら、医療品の問題等についても、やはり家庭の置き薬とか、そういうものも十分活用できるものもあると思いますが、そういうこともとらえて、機会を見ながら啓蒙を図ってまいりたい。

それから、協定については、いろいろなできるだけの協定等についても洗い出しをしまして、早急に協定については、締結できるものは、相手方もあることでありますが進めてまいりたいと、そういうふうにご考えておるところであります。

細部については、総務課長の方からご答弁申し上げたいと思います。

議長（小林 宏君） 総務課長田上 勤君。

〔総務課長田上 勤君登壇〕

総務課長（田上 勤君） 7番玉川議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず第1点目の震災の想定、震度7を想定してはいかがかというようなことでございませうけれども、これにつきましては、先ほど町長の方からも答弁がなされましたように、城里町として、震度7に匹敵するいわゆる地震の大きさ、マグニチュード7.3というものを想定してございますので、それらに基づいた中でのより現実に即応した計画というような観点からなされているものでございます。

さらに、この計画については、ご承知かと思えますけれども、国・県等と協議を重ねまして、それらのもとで作成をされたものでございますので、ご理解を賜りたいとこのように思います。

さらに、冬の午後6時という時間設定、時期設定でございませうけれども、これにつきましても、城里地区といたしましては、想定的には被害の多くなる時期、時間帯であるというふうに考えているところでございます。

建物の全損、あるいは全壊関係でございませうけれども、これにつきましては、議員ご指摘のように、全損につきましては金額的なもの、全壊につきましては、建物の倒壊関係を意味しておりまして、本来、この計画そのものが人的な被害、あるいは建物の被害というものを主に作成をされているものでございまして、それらの中でデータを得るという範疇の中で、マニュアル的には全損的なものもございませうけれども、この城里地区については、今回のものについては、全損的なものは入っていないということでございます。今後これらについて、必要であれば県などと協議をしながら見直していくというようなことになろうかと思えます。

それから、物資供給対象者関係でございませうけれども、一般的に災害により住居を失った方、あるいは災害から身を守るために避難所に避難された方など、そのような方たちを想定をしてございます。当然、みずから食料や医療、寝具等を確保できない被災者を指しているものでございます。

さらには、計画書の想定の記事でございませうけれども、「最も大きな被害の発生を想定したものと考えられる」というような文言でございませうけれども、これについては、一つの想定を作成する上での考えをそのまま文言に表記したものと理解をしているところでございます。

それから、負傷者の手当等でございませうけれども、当然、資格を持った病院関係の方をお願いをするというようなことになるかと思えますけれども、そういうけが等をなされた方で、家族の方、あるいは近隣関係の方で、そういう方を搬送できるなどの方がおれば、当然そのような方にも、一時的な緊急的な搬送等をお願いすることもあろうかと思えます。

それから、医療品の備蓄関係でございますけれども、町長が答弁したように、全くございませんけれども、これらについても、今後関係機関と協議をしながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。

さらに、町民への啓蒙というようなこともございましたけれども、地域、自分を含めた地域、そういう中で自主防災組織というような考え方を啓発をしながら、今後取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

さらに、冬場の暖をとるときの電気にかわるものとして、自家発電等々のお話ございましたけれども、当然、これらも医薬品等々含めまして、自家発電等についても今後十分検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、洪水マップ関係でございますけれども、これにつきましては、マップの中にオレンジの線が入っているかと思えます。これが避難経路というようなことで、表示をさせていただいているものでございますけれども、この避難経路をたどっていきますと、例えば水害発生時においては、当然その被災となるような場所を避けまして、もう少し高台の方へ避難をするというようなことで、矢印を追って表記をしておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

想定はあくまでも机上の場合等、現実を考えなくてはいけないということではありますが、震度5強、震度6弱で想定した結果がこれであるということが町の示すものでありますが、それはそれで結構だと思えます。それを一応、全損率も含めた詳しい、例えば情報を、水道が破裂してしまうと復旧にはどのぐらいかかるんだと、そういう予測も含めて、その間は当然水が不足して困るわけですから、日ごろの備えを町民の方にさせていただく必要がある。それを強くインパクトを持って印象づけるためには、被害想定で考えられる数値を公表しまして、町民の方には個々が身を守ってもらうような備えを啓蒙していく必要があるのではないかなと思えます。

また、実際に築26年以上のお宅では、地震の場合は壊れてしまうということがあるので、不安を持っておられるだろうということで、その診断を受けていただいて——私も新聞報道を見る以前はこういう補助があるということはわかりませんでした。新聞を見て思ったわけでありまして、新聞を見ても、一般町民の方ほどのように町にその補助を求めることができるのかということも、情報がないわけですから、行政としてはこういう被害想定が考えられますよ、ただ、行政としてはほとんどの対応ができない、こういう現状がありますからということも前提でお伝えする必要があります。

その不安を解消するために、およそ3万2,000円の診断費用中、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1、個人負担というものはないところから2,000円前後というい

ろいろなところがありますが、およそ2,000円前後の負担をしていただいて、この場合町の方は約7,000円弱ぐらいの負担になる計算であります。それを申請していただくと受けられる。ただし、予算の関係上全戸というわけにはいかない。計画的に国も進めるわけだし、県からもそういう割り当てがあるから、例えば、年間で100棟以内ということがあるかもしれないし、50棟以内ということがあるかもしれないけれども、一応、そういうものがあるんですよということをお知らせして、使っていただくように広報することも必要でありましょうし、町にその制度を早急につくっていただいて、それを利用するかしないかというのは、町民の個々の判断でありますから、それをぜひ考えていただきたいということをおもひまして、質問をしております。

ですから、町長におきましては、先ほど前向きに考えていただけるということなので、期待をするところでありますし、新聞報道で、これを利用していない、また、制度がないというのは、県央から以北、県北になっているんです、地域的に。これは関東地方の南部で発生する地震を想定しているということで、県南の方はそういう制度が進んでいる。県北の方は大きな地震が来ないだろうという仮定の中に、県央から県北においては、各市町村でこういう導入がされていない。これはそういう見通しの中ではありますが、国・県の方でも、これは今までは地域が限定されていた報道であります。最近、茨城県内どこでも補助の対象になったということでもありますから、とりあえず、水戸市も始まるそうありますし、水戸市の隣でありますから、ぜひ城里町ぐらいはこれに入ってください、制度をつくっていただきたいと思っておりますので、町長の再考を強く求めて、お願いしたいと思います。

最後に、このマップであります。総務課長さんいわく「この矢印がありますから」、私はわかります。ただ、一般的に避難場所といいますと、避難場所に集まってしまうのではないかなど。ですから、注釈をつけておかないといけないのではないかなどということなので、素直に見ますと、水没してしまうところへ、小学校とか、公民館に集まってしまうのではないかなどということをおおそおそを危惧するわけでもありますから、ちょっと注釈をつけていただきたかったなということでもありますので、その地域の方にその辺を配慮していただいて、情報を流していただければと思っておりますので、それをお願いしまして、質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 玉川議員からの3回目の質問であります。先ほども申し上げましたように、地震に対する備え、心構え、そういうことにつきましては、今後町民に啓蒙を図ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

また、住宅診断につきましては、国・県の補助もあります。県が何か打ち切るような話も出ておりますが、国等あれば、町の方でも実施できるような方向で検討してまいりたいと考えておるところであります。

マップにつきましては、見直しとそういうものを配布するときには、十分注意しながらやってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（小林 宏君） 以上で、7番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、1番河原井大介君の一般質問については、9月10日に本人から取り下げられましたので、通告順番を順次繰り上げいたします。

次に、通告第3号、14番鯉淵秀雄君の発言を許可いたします。

14番鯉淵秀雄君。

〔14番鯉淵秀雄君登壇〕

14番（鯉淵秀雄君） 通告制によりまず一般質問をさせていただきます。

補助金等交付につきましては、平成18年第4回定例会において、補助金等交付に対する考え方並びに事業実績報告書等の審査及びチェックの方法、多額補助金等には証拠書類等の添付を義務づける交付規則の改正についてを、また、平成19年第1回定例会において、平成12年度、平成13年度に交付されました環境にやさしい農業実践事業を例に、補助金の振込先及び支出管理について並びに証拠書類等の添付が、要綱での定めがない限り必要ない中での補助事業執行の確認方法、また、立ち入り調査等の適用についてただしてまいったところでございます。今般は、再度この補助事業を取り上げ、補助金等交付規則の適正な改正に向け検証したいと思うところであります。

環境にやさしい農業実践事業は、交付申請書によりますと、目的は、自然環境保全型農業を目指し、自然への負荷を極力与えない永続的な生産技術を構築し、その普及と地域農業の活性化を推し進め、かつ農業経営の判定に当たるとし、事業内容は、有機無農薬、カモ農法、資材費となっております。常北有機農法生産組合が、平成12年度、13年度の2ヵ年継続の中で、合計400万円が補助されてございます。交付団体においては、町学校給食米に採用され、市場価格との差額、年間約300万円強が毎年補てんされているところでもございます。

最初に、交付団体の事業計画と交付規則により提出された交付申請書との対比であります。交付団体の平成12年総会資料によりますと、小坂地区での網の補修、また、新規水田約2,500平米の囲い網の設置、そして、年間のスケジュールが報告されているのみであります。

交付団体においては、平成11年度末までにおおむねの圃場設置が済んでおり、平成12年度においては、カモの育成場の建設計画があったところでございます。また、その建設についても、別途補助金がついていたと聞いてございます。よって、申請における大きな事業計画はなかったものと判断をしているところであります。しかしながら、交付申請書においては、平成12年度419万円強の、平成13年度は524万円の事業計画が申請されており、交付団体負担金が、12年度219万円、13年度324万円と極めて大きな事業が申請されております。

しかしながら、提出された経緯が全く不透明であり、交付団体の事業計画にないものが、交付申請書においては、事業計画があるように記されてございます。よって、交付団体の事業計画にないものが交付申請がなされた現実をどのように思っておられるのか、町長の所見をお伺いいたすところでございます。

続きまして、交付団体の決算報告書と交付規則により提出された実績報告書との対比がありますが、交付団体の総会資料によりますと、平成12年度は会費、諸収入、繰越金の計7万7,000円の収入であり、平成13年度案は、会費、繰越金の約6万6,000円の収入であります。いずれも、交付団体の口座に振り込まれた補助金額200万円の記載が見当たりません。ということは、補助金額200万円が交付団体とは別途に使用されたものと解釈できなくもないのでありますが、実績報告書においては、それぞれの事業が執行されてございます。

内容を1点取り上げますと、平成12年度、有機肥料関係に97万5,000円の支出、平成13年度も同じく84万円の支出となっております。有機肥料については、当時、町商工会の特産品開発の中で開発されたホロルの大地を使用しておりました。その後、アグリカルチャー開発研究所が廃業後、商工会の方には残量、いわゆる在庫分を引き取るとの話はあったそうでございます。しかしながら、支払いについては、商工会は存じ上げないということでございます。

このように、事業執行が不透明であり、交付団体の決算報告書で報告されないものが、交付規則により提出された実績報告書では、町に報告されている現実をどう判断するのか、町長の所見をお伺いいたします。

続きまして、交付規則により立ち入り調査等の必要性についてでございますが、平成19年第1回定例会において、帳簿等を点検しまして、不明な点等があれば立ち入り調査に行くべきとの答弁をいただいております。よって、環境にやさしい農業実践事業は、多くの問題点、また、疑問点を残しておるものの、領収書の写しなど一切の証拠書類の添付がない中では、解明の糸口が見つかりません。しかるに、補助金返還の期限は、平成19年3月末で5年間の時効が成立してございます。

学校給食米としておおむね生産量全量を町が購入している現実がある以上、極めて道義的責任が大きいと考えるところでございます。補助金交付の盲点を突いた申請であり、立ち入り調査の上、事実の解明が必要と思っておりますが、町長の所見をお伺いして、1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 14番鯉渕秀雄議員からの一般質問であります。補助金等交付について、平成12年、13年度の環境にやさしい農業実践事業資材費の補助金についてであります。

これにつきましては、先ほど議員もおっしゃられているように、前にもご質問があった経過がございます。これにつきましては、事業主体より町に補助金交付申請があった時点で、事業内容につきましては、事業主体の内部で協議されて出てきたものというふうに解釈をして、これらの補助金交付申請を受けたということであるというふうに解釈をしております。

これらにつきましては、やはり決算報告書につきましても、交付書類によって提出をされました実績報告書、それらに基づいて交付をしたということであると思います。これらについては、事業者への総会資料等についても、前回は申し上げましたが、添付をされていないというふうに聞いておりますが、補助金交付の申請、また、実績報告については、それぞれの団体から責任を持って提出されたものということで、これらについて補助金を交付したものと解釈をしておるところであります。

続きまして、立ち入り調査等の必要性であります。この補助金、平成12年度、13年度につきましては、書類等の保存期間というものの5年を経過をいたしております。それらについて、現在のところ、必要が出てくれば立ち入り調査ということもあるかと思いますが、現在の段階では難しいものであるというふうに考えておるところであります。

議長（小林 宏君） 鯉渕秀雄君。

14番（鯉渕秀雄君） 答弁の中で、1点目の事業計画の問題でございますが、補助金申請が出される以前に内部検討され、協議が済みであると、それが一般論であるというような答弁だと思うんですが、しかしながら、内部資料では、その協議が全くなされていないということが明白でございます。その中で、これは平成12年度の補助金について記されたものでございますが、この補助金の扱いについては、「各支部、または組合本体の役員協議により決定していただくようご配慮くださるようお願いいたします」という文章が出てございます。ですから、これをどう判断するかにつきましては、各支部で、もしくは組合本体——各支部ということはありません、これは常北有機農法生産組合ですから。それについては組合本体の役員協議により決定していただくと、そのように記された文章が残ってございます。

ですから、これはもう本体自体で協議が済んでいて、200万円おりたから、それを役員会の中で用途を決定してくれるようにというふうに解釈するのか、それとも、200万円がおりたので、どう使うかこれから協議しましょうというふうに解釈するのか、これは非常に難しいところだとは思いますが、とにかくにも、まず、内部報告の中では一切の報告が、この200万円についてはされていないという現実が、資料の中で明白になってきてございます。そういう中で、その決算報告書におきましても、一切の報告がなされていないということでございます。まして、今申し上げましたように、証拠書類等の添付が一切されてございません。ですから、非常にその内容が不明瞭でございます。

まして、その振込でございますが、200万円の振込は、決議書によりますと、JA水戸

農業協同組合常北支店の常北有機農法生産組合代表者に振り込まれていると。これは間違いなく振り込まれておるものと思います。ですが、その用途については、全く明らかにされていない。その用途について、このある限りの中で説明申し上げます。

これは平成12年度の実績報告書でございます。その中で、囲い網設置192万250円、しかしながら、先ほど申し上げましたように、平成11年度に囲い網設置等の圃場整備はほぼ完了してございます。ですから、こうした大きな金額による囲い網の設置は、12年度にはなかったということでもあります。

それから、ひな関係でございますが、92万円の支出がされてございます。92万円の支出でございますが、ひな代、えさ代、育成、解体と書いてございますが、このひな代につきましては、平成12年度の資料によりますと、約680羽の育成でございます。それで680羽、この1羽当たりの単価が450円ないし500円でございますので、それを掛ければ金額はおのずと出てきます。そして、ひなの飼育の飼料、えさ関係が10万円ちょっとでございます。ですから、それから育成で世話をしてくれる方に9万円と。

それともう一つ、ここに解体代というのが入っているんですが、この解体代については、これは当時生産組合の方で負担をされてきた事実がございまして。そしてまた、カモ代金として、生産者から61万5,000円集めています。これは内部資料で明白でございます。ですから、ここで言う92万円の支出とそれから、生産者から集めた約60万円程度の金額がどのように使われておるのか、これが明白になってございませぬ。

そして、有機肥料関係でございます。有機肥料関係はただいま申し上げました商工会の特産開発の中で、当時、アグリカルチャー開発研究所がホロルの大地を開発してございます。そのホロルの大地を使用するということで、商工会との一体性が保たれたわけでございますが、この廃業後の残量引き取りは商工会に話があったということでございます。しかし、支払いにつきましては、商工会ではわからないと断言してございます。ですから、ここで97万5,000円、この支払いがどこへ支払ってあるのか全く不明でございます。

もう1点、機材18万5,000円、これは保温器とございまして、保温器は確かにありました。これは間違いないでしょう。ですが、以上、上の3項目については全く不明でございます。

そして、平成13年度、これはまたしても網の設置関係で160万円の支払いをしてございます。先ほども申し上げましたように、平成11年度に圃場の整備は済んでおりますので、ここでの160万円の支出、これが全く不明、そしてまたひな関係、これは60万円記載されてあります。先ほど申し上げましたように60万円、これは生産者から集めてございます。それで有機肥料関係84万円、これも先ほど申し上げましたように、支払いについては商工会は一切タッチしていないと。これは商工会の開発した肥料ですからね。ですから、タッチしていない、支払いは受けていないということです。

それから機材関係、印刷機、膨張器、重機、ミキサーとございまして、印刷機につきま

しては、私は当時この印刷機については5年間のリース契約、こう思っております。それで、デスクトップのパソコンを買い取ってございます。これについても全く不明でございます。

ですから、申しあげましたように、必要があれば立ち入り調査ということでございますが、これは5年を経過しているからやらないというような答弁だと思います。しかしながら、これは5年以内にやりますと、補助金の返還請求というものが待ち受けてございます。そうしますと、補助金があったということを全く知らないでいる大多数の組合員が迷惑をこうむることになります。数人で行ったこうした補助事業、これはやはり町が学校給食米をこの団体から購入しているという道義上の責任でもって、こうした指摘があれば当然町は調査をしなければならないと。さもなくば、必要最低限の書類の提出は求めるべきと思われませんが、再度町長の答弁をお伺いいたします。

議長（小林 宏君） 産業振興課長。

〔産業振興課長田口喜一君登壇〕

産業振興課長（田口喜一君） 14番鯉渕秀雄議員の質問にお答えしたいと思います。

鯉渕議員におかれましては、平成18年、19年と2回のこの関連質問をしているかと思えます。先ほども町長が申されましたように、事業主体より町に補助金申請及び実績報告書が出た時点で、内容等につきましては、事業主体の内部で協議されているものと同じと解釈しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

14番（鯉渕秀雄君） 再調査もご理解いただきたいと。

産業振興課長（田口喜一君） 再調査につきましても、同様でございます。よろしくお願いたします。

議長（小林 宏君） 鯉渕秀雄君。

14番（鯉渕秀雄君） 残念ながら再調査についても必要なしという判断のようでございます。

私といたしましては、この平成19年3月第1回定例会でやっては、先ほど申しあげましたように、非常に迷惑のこうむることであると。これの補助金の有効期限は19年3月ですから、3月定例会でやっておればということだと思っておりますが、非常に残念なことではあります。必要最低限の書類の提出ぐらいは求めてほしいものだと思っております。

こうした補助金があったということを肝に銘じて、今後はこうした補助金等申請には十二分な対応を求めて、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 以上で、14番鯉渕秀雄君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後 1時02分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま15番根本正典君が出席いたしました。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

次に、通告第4号、5番飯村吉伊君の発言を許可いたします。

5番飯村吉伊君。

〔5番飯村吉伊君登壇〕

5番（飯村吉伊君） 通告によります5番飯村吉伊の一般質問に入ります。

私の一般質問につきましては、3件ございますが、1番として、救急業務体制について、2番としまして、消防業務体制について、さらに、3番といたしまして、通信網の対策について、3件をご質問いたします。

1番、救急業務の体制について。

七会地区の救急業務状況については、ご存じのとおり、旧七会村は、平成19年3月まで、笠間広域事務組合に業務委託しておりました。19年4月より水戸市に移行され、城里町が救急、消防とも一本化されました。それで、その中で、平成19年4月から現在までの七会地区、旧七会村の救急業務についての件数並びに現場到着までの所要時間を要した主なものをお伺いしたいと思います。

その中の2番といたしまして、七会地区の救急業務、医療機関の地域格差についてお伺いしたいと思います。

ただいま申したとおり、笠間広域の時点では、当赤沢地区あたりは、医療機関は笠間の病院を利用しているのが多かったのですが、水戸消防署になってこういうことがございました。

かかりつけ医が笠間の患者さんがおりました。そのときに救急業務が発生しました。そうすると、そのときに、今までは笠間の医療機関で指定すればすんなりいっていたんですが、これが今度水戸市に一本化されて、その水戸市の消防署に、その笠間を患者さんが指定した場合に、今回断られた点が出ております。そういう笠間広域と笠間市との救急業務の医療機関の食い違いがあるのではないかと思いますので、この点についてお伺いしたいと思います。

3番目には、七会地区と国保診療所との救急業務について。

今度水戸市になってから、消防署所城里支所、旧七会村については、笠間地域からの消防より距離数も遠くなり、時間もかかります。それで、先ほどの点でも言いましたけれども、これは45分から50分ぐらい所要時間を要しているようでございます。平日は七会診療所が稼働しておりますので、昼間についてはそちらの方で医療業務ができるような体制にはなっておりますが、夜間、休日、日曜とか、そういうときに、なかなかただいま申した

ように、救急業務については、何か時間がかかり過ぎているような状況でございますので、これをできれば診療所、夜間業務は行っておりませんが、これらの医療業務が、さらには七会診療所には、救急車も置いてあるんですね。これらの活用、これらについて水戸消防署と連携をとって、活動ができるような体制をとれないかということをお伺いしたいと思います。

あと、消防業務体制について。

これらについても、七会地区の消防業務状況について、平成19年の4月1日から業務が移行されましたが、それらについて、私は消防業務は何もなかったかと思うんですが、ありましたらそれらの件数とか、状況をお話し願いたいと思います。

それから、2番といたしまして、七会地区の消防業務地域の格差是正について。

消防車においても、救急業務同様45分から50分、約1時間近くの所要時間を要するのではないかと私は考えます。そうすれば、普通の住宅では、約1時間もかかれば棟が落ちて全焼してしまいますよね。それらの消火活動が、恐らく間に合わなくて、非常事態になるような状況が起きるのではないかと思います。この件については、平成18年度も私、一般質問でやっておりますが、これらの状況で、今までは笠間からだったら15分から20分程度で実際に来ていたんですが、これらの今後七会地区の地域格差を、これからどういうふうに考えていくかお伺いします。

大きい3番で、通信網の対策について。

さらに、(1)で、携帯電話の非通話地域対策についてをお伺いいたします。

大網、真端、さらには道木橋、倉見、上赤沢、下赤沢については、現在携帯電話が非通話地域で、非常に不便を来たしております。今回なぜこの質問をしたかと申しますと、前質問した救急業務と消防体制についても関係してございます。先ほどの救急業務でお話しもいたしましたが、非通話地域では、本当に救急業務のときに、救急車の場合はほとんど携帯電話で医療機関に電話連絡しているのが普通のようにございます。もちろんこの非通話地域については、救急車が行って携帯電話では当然連絡が医療機関にとれません。さらには、その後に衛星電話を町が水戸消防署に貸し与えて連絡をとらせているようですが、さらにこれでも山間地については連絡がとれません。最終的には救急患者を救急車に乗せてから、携帯電話でも衛星電話でもだめ、そうすれば、患者は救急車に乗せて、あとは連絡については、患者の自宅の黒電、これを使って現在やっているような状況でございます。

8月20日に救急業務を要した件について、その家庭から私に苦情が来ております。それで、連絡してから救急車が到着したのが50分、それから医療機関を探すのが1時間、さらに、水戸の医療機関に行ったんですが、それが大体約1時間で3時間。このように所要時間を経過しておりますので、本当に人命にかかわるものでございますので、これらについて本当に携帯電話の非通話地域の対策については、重要なところであろうと思います。これらについて対策をご質問いたします。

さらに、通信網の話ですが、地上デジタル放送非受信対策について。

地上デジタル放送については、現在放送されており、2011年7月からは、現在のアナログ放送から地上デジタル放送に切りかわるようでございます。七会地区はほとんど現在のアナログでも非受信地域、そのような状況でございます。さらに、地上デジタル放送になれば、その範囲は拡大すると考えられます。ほとんどの難視聴地域ですから、非通話地域、非受信地域でもございますので、当然共同のアンテナを使用して受信しております。ですから、この地上デジタルになるためには、この共同アンテナを再度利用するか、さらには新設になるかと思っております。いずれにしても、七会地区については共同アンテナが使用になるかと思っております。これらについて、地上デジタル放送についての非受信地域の対策についてお伺いいたします。

7点、第1回目の質問をお願いします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 5番飯村吉伊議員からのご質問に答弁を申し上げたいと思っております。

第1点目は、救急業務体制について。七会地区の救急業務状況についてということですが、4月に城里出張所が稼働をしましてから、いわゆる七会地区への救急の出動回数は24件ございます。そのうち16件は急病ということですが、従前から見るとふえていると、そういうふうな数字になっておるわけでありまして。

それから、救急車が到着してから出だすまでというような問題で、50分かかって到着というふうな話がありますが、これについては、担当課長の方からその当時の状況を詳しくご説明申し上げたいと思っておりますが、消防署を出てから到着までは約20分で到着しておるといふふうに思いますが、それらの内容については、担当課長の方からお答え申し上げたいと思っております。

医療機関の引き受けの問題、そういうことにつきましても、あわせてお答えを申し上げたいと思っております。

次に、搬送先の病院についての本人の意向をということですが、これらにつきましては、患者の状態を確認しながら、搬送先の病院を決めているということですが、これは消防救急隊がそれらを決めていくということのシステムになるわけですが、受け入れ先がやはり病院が休日、夜間、そういうときの当直医の問題で、すぐに見つかるというふうな状況でないということが現在の社会状況で、私としましても、非常に遺憾に思っております。

このような状況の中で、当直医のいる2次医療病院の搬送、そういうものを心がけているということですが、本人がかかりつけのところがあれば、そういうところにも搬送することもあり得ると、そういうことを消防の方から聞いておるところであります。

具体例につきましては、担当課長の方からご説明申し上げたいと思っております。

特に地域間格差があると、そういうことではないかと思いますが、やはり今までの笠間署から水戸の消防へ来たということになると、やはり地域によっては遠いところ、また、笠間市の方が近いところがあるのは現実だと思います。そういう中で、やはり今後の運営体制についても、できるだけそれをカバーしていくような方策を進めてまいりたいというふうに考えておるわけであります。

次に、国保診療所の救急車を利用できないかということでありますが、確かに車はございますが、基本的に運転は職員ができるが、医師が同乗していかなければならないというふうなことでおるようでありますので、その辺について、非常に難しい問題があると。やはり救急車をご利用いただくということが、一番本人のためにもいいのかなと、そういうふうに考えておるところであります。

次に、消防の業務体制であります。城里の出張所が稼働してから、消防の出動回数は2件であります。うち火災はゼロです。調査・偵察出動が2件ということでありますが、火災が発生というふうな現実な状況がありませんので、現場へ到着、何分で行ったかということについては、データがございません。

次に、七会地区の消防の業務の地域格差であります。先ほど申しましたように、やはり笠間署の方も近いところがあるということでありますが、全体としては、県内全域では相互の応援協定というものがおりますので、そういう中で、それらの格差をなくすような方法ができればというふうに考えておるところであります。

次に、携帯電話の問題であります。携帯電話の非通話地域対策ということですが、確かに山間部については、携帯電話が通らないということは事実かと思っております。町としましても、そういう不感地帯をなくすべき、毎年、各通信業者に対してそれらの地域をなくしてほしいという要望は出しております。そういう中で、やはり今後もそれら要望を続けてまいるということで、各社に申し入れをしてまいりたいと思っておりますが、やはり業者の方は、エリア内の戸数とか、携帯電話の数とか、そういうものによって、いろいろなかなか首を振らないというのが事実であります。これは七会地区ばかりではなくて、やはり町全体もそういうところはかなりありますので、そういうことを要望してまいりたいと、そういうふうに考えておるところであります。

次に、地上デジタル放送の非受信地域の対策であります。

これについては、2011年7月にデジタルに切りかわるということでありますが、水戸局が開局して、既にデジタル放送をごらんになっている方もあると思っておりますが、現在、共同アンテナで見ておる地域については、NHKの事業でやったものについては、それらに地上デジタルが受信できるような方策を進めておるということでありますので、それらについての順次改善をされていくのではないかと考えております。個人的に引いていて通らないというところも、町内にはかなりあります。それですから、やはり新聞なんか見ますと、県内で2,200世帯出るだろうというふうなことでありますので、やはり全国的にも何十万

世帯という数になるようでありますので、これは一つの社会問題として私は取り上げながら、地域全体をカバーしていってもらえるような、NHKとかそういうところでは衛星放送で云々とか言っていますが、それをより推進させていただくように、今後も要望を続けてまいりたいと、そういうふうに考えておるところであります。

以上で、飯村吉伊議員の一般質問の第1回目のご質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林 宏君） 総務課長。

〔総務課長田上 勤君登壇〕

総務課長（田上 勤君） 5番飯村吉伊議員に対するご質問の答弁でございますけれども、救急業務体制の中で、七会地区の関係でございますけれども、ご指摘の8月20日の件につきまして、消防本部の方に確認いたしましたところ、受信いわゆる救急依頼があつて3分で救急車の出動をしております。それから、現場到着までに22分で到着をしていると。現場までの距離が17.4キロというようなことでございます。

しかしながら、当日は議員ご指摘のとおり、本人のかかりつけ、笠間市内の病院というようなことでございましたが、まず最初に、救急救命士の方が患者の状態等をある程度予測しながら対応をしているというような状況でございます。それらの患者さんの医療に對得るような病院というようなことから、その搬入先を探しているというような状況であるということでございます。

県立中央病院等も当時当たったというお話でございましたけれども、担当医者がオペ中というようなことで、対応できないというような結果を聞いてございます。最終的に5件目に当たりますか、水戸市の大久保病院の方へ受け入れが決まったというようなことでございまして、入院するまでに109分程度かかっております。

このような内容の中で、水戸市内における患者さん等についても、5回ないし10回程度ぐらいの病院とのやり取りというようなものが今のところ経常的といいますか、恒常的といいますか、そういう形で行われているのが実態でありますというようなお話も承っております。

そういうことから、特段このときが特別遅いというようなわけではございませんというようなことを消防本部の方から確認をしているところでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小林 宏君） 飯村吉伊君。

5番（飯村吉伊君） ただいまの医療業務の体制について、8月20日の件でお答え受けましたけれども、実際に家族から言われているのは、50分ぐらいかかっていると言われていたんですが、ただいまの答弁では準備に3分間、それから所要時間、現場着までに22分、17.4キロということですが、これはキロ数には合っていると思うんですが、そうすると、これは50分ということは、随分時間のずれが出てきておりますよね。これらについては、ちょっと不明な点で答弁できないと思いますが、しかし、実際には連絡してから

50分かかっているのが、私は本当だと思います。

あとかかりつけ医、これは笠間市なんですが、本当は病院なんです。これは笠間消防のときには行けていたんですが、その人はかかりつけだったものですから、それを指名したらば、それを水戸消防署員に断られたという現実が、実際にそれは家族から言われておりますので、私もそれらについては、そういうことはないだろうと答弁したんですが、「いや、あったんだ」と。このようなことは普通はないと私も思うんですが、あったとすれば、ここらの調整ですか、これらについて、再度水戸消防署に伝達するなりをお願いしたいと思います。

それから、消防業務体制については、現在火災が七会地区には起きていないということでございますので、それらのトラブルは起きていないかと思いますが、実際、救急業務でも申したとおり、私も連絡してからはおおむね1時間近くかかるのではないかと思います。さらに、道路、これについて七会の小勝地区については、時速40キロに制限されているんですよ。これらについては、40キロが50キロに改正された分野もございますので、これらの交通規制、それらについても、ある程度40キロではなくて50キロ、60キロにできるような体制をお願いしたいと思います。

それから、携帯電話につきましては、町長の方から携帯電話については町も要望して、戸数の問題もあります、エリアの数をこれからもさらに要請していくということでございますので、この点については了解し、今後とも携帯電話については、ただいま申しましたとおり、七会地区は大半が非通話地域でございますので、さらに行政よりの要望をお願いしたいと思います。

それから、地上デジタル放送の非受信地域でございますが、現在共同アンテナの一部取りかえで済む共同アンテナ、さらには、全体的に本線からアンテナまで取りかえなければならない地域、さらには新設、これは新設になった場合は、その状況にもよりますが、おおむね300万円程度にはなるだろうという話を聞いております。さらに、そうすると1戸当たりの負担が3万円から5万円。それで、これは共同アンテナで、20年以上を経過しているものについては、ある程度改修で、全面光ファイバーになるそうでございます。そのときには300万円から経費がかかると、NHKの方より聞いております。

こういうことからすれば、現在共同アンテナですぐ引けるようなところについても、20年後には光ファイバーに取りかえていかななくてはならないような時点が出てくるのではないかと思います。このように経費がかかる地域については、アナログ時代は七会地区は共同アンテナに補助事業並びに補助金をやったりして、救済措置をしておりますが、この城里町でも、この非受信地域、これらについての負担が多くなることを想定しまして、補助事業は考えられないか、これらについてお伺いいたします。

以上、第2回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 飯村吉伊議員のご質問でございますが、1点目の到着時間の問題、50分、それが22分というふうに大幅に食い違っております。先ほど総務課長が申し上げましたように、出動の電話を受けてから出動するまでに3分、それから19分かかって22分で到着したと、そういうふうな水戸市の城里出張所の消防からのことでありますが、笠間市へ行くのを断られたということとあわせて、再度水戸市の消防とも連絡を密にしながらやってまいりたいと、そういうふうに考えております。

本人の話と消防の話も少し違っている部分もありますので、よく私の方でも水戸市消防と連絡調整をしながら進めてまいって、地域間格差がないような方策をとってまいりたいと、そういうふうに考えています。

次に、非通話地域の携帯電話の問題であります。これについては、もう先ほど申し上げましたように、今後も引き続いて、各社に対して要望をして、全般的にカバーできるようなことをお願いをしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

次に、地上デジタル放送の非受信、共同アンテナの問題であります。多分当時は過疎地域か何かその格差是正事業で、補助等も取り入れながらNHKと共同歩調で設置をしたのではないかと思います。そういう中で、新しく機械の設備を更新する、また、その現在の場所では電波が通らなければ別な場所へ移すと、そういう作業もNHKでも地元の施設組合とそれぞれの役割分担をしながらやっていくと、そういうふうな答えをしておるようですが、町としての補助、そういうものについては、今後のこれは共同アンテナ以外にもいろいろありますので、町の補助ということではなくて、国全体がそういうものをカバーできるような方策を要望してまいりたいと、そういうふうに考えておるところであります。

議長（小林 宏君） 飯村吉伊君。

5番（飯村吉伊君） 救急業務につきましては、本当に地域住民から私も責められております。実際に今、所要時間が3分の22分と申しましたけれども、実際に50分かかっている。これらについては、人命にかかわることによって本当に深刻な問題でございまして、参考というより、それから私らが責められたのは、こういうふうに時間がかかり過ぎるならば、再度笠間広域に委託を申し出てはどうしたかという話まで出ているような状況でございまして。その点については、さらにご検討をお願いしたいと思います。

それから、国保診療所と救急業務についてでございますが、できれば、せっかく七会診療所に救急車があるんですから、そして、医師が2名おります。ですから、これは七会地区の問題ではなくて、城里町全体のことで救急車の活用、医師の活用、それらについて考えてみてもよいのではないかと思います。これらについて再度お伺いいたします。

さらに、通信網の話で、地上デジタル波の問題ですが、これらについては、現在、過疎地域計画は、七会地区はまだ継続していると思うんですが、これらの計画の中で、2年ぐ

らいまだ継続してあるのではないかと思います、それらについての計画の中に取り入れられないのか、さらには、町長が今言ったように、補助事業については国策で考えるということをや請していきたいという方向も出ましたので、その点についてお伺いしまして、第3回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 総体的に救急業務、それから消防業務の問題であります、再度委託がえと、そういうことはどうかということですが、相互の応援協定の中で、火災等についてはやっていくというような考えでございます。

それと、七会診療所の救急車の問題ですが、先ほど申し上げましたように、医師が同乗するとか、そういう制約もございますので、そういう中では、やはり救急車を診療所に配備しておくというのは困難な状況だと思っております。

また、地上デジタルの問題につきましては、先ほども申し上げましたように、国全体がこういう施策を打ち出したわけですから、国としても根本的な解消策をとっていただくように、いろいろな機関を通じながら要望してまいりたいと、そういうふうを考えております。

議長（小林 宏君） 以上で、5番飯村吉伊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第5号 9番杉山 清君の発言を許可いたします。

9番杉山 清君。

〔9番杉山 清君登壇〕

9番（杉山 清君） 9番杉山 清でございます。

町政諸問題に対し、町長並びに教育長にお伺いをいたします。

その前に、先ほど玉川議員の方からも防災について質問がありましたが、実は、今回の質問と重なるわけですが、先日、防災関係の浸水想定マップが町民に配られました。この件であります、実は、私が平成17年度9月の定例議会、その席で水害関係、そして、18年度6月、そして、さかのぼること前になりますが、やはり17年度の6月に質問をしました。

その中で、安全・安心なまちづくりという形の中で防災計画、そして、災害関係のマップ等どのように町民に配られるのかということでありましたが、そのときの答弁の中で、地震、風水害、特に中小河川を入れた台風時の増水などを加えて配るという形になっておりますが、配られてきたのは水害対策だけあります。この3回の質問の中で、地域の区長さん、そして、住民の方の意見を取り入れて制作するという形になっておりました。私も調査をした中で質問しているわけですから、やはり答えた答弁に近い形で制作していただきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、通告順に、町内の河川整備から入らせていただきます。

この件に関しても、旧桂時代から今回で9回目となると思います。町が合併して2年半になります。城里町となってから、町の中には大小河川が多くありますが、河川関係の災害復旧工事で、地元の区長さん、例えば町民の方から何件ぐらいの普及工事の申請があったかをお伺いしたいと思います。そして、この間、工事完了は何件ぐらいできたのかをお伺いしたいと思います。

また、河川工事には河床工事がおこなわれている河川が数多くあります。その1つの原因は、残土置き場の確保であると聞いております。これは先日、県の方からもそういったご指摘がありました。河床工事がおこなわれている原因は、本当に残土置き場確保にあるのかどうかをまず1点、お伺いします。そして、城里町としては、残土置き場を何箇所現時点において確保できているのかも伺いしたいと思います。

県は、公共工事から排出される残土を現在、リサイクルとして1立方当たりの価格をつけて販売をしております。城里町においても、多くの残土がありますが、こういったものを今後販売やほかの方法でリサイクルを考えているかどうか、伺いをしたいと思います。

私の提案としては、農地の耕作していない放棄地の改良とか、そういったことができればなと思っている次第であります。

また、その次の江川の根古屋橋の改修についてであります。この件については、平成18年第2回定例会において、町道認定の中で、水害対策として根古屋橋改修をという形で、私は述べさせていただきました。

国道123号バイパスが完了しますと、旧国道は町道1523線になります。18年の第2回定例会から早1年3カ月がたっているわけでありまして。県には要望していただけたと思いますが、この壊地区の人たちにとっては、水害は身近な問題であります。昔から比べて、改良事業等があり、よくなりつつはありますが、壊地区の水害は改善したわけではありません。きょうもお持ちしたこの浸水想定マップの中でもあらわされているように、壊地区三角形の地点は、ほぼ旧壊村の全域に達しております。そういったことから、今後この根古屋橋の改修を早く求めるものであります。

最近においては、7年前、そして3年前、台風で増水をし、住宅、そして道路の冠水被害が出たわけでありまして。2つの台風での問題点は、やはりこの根古屋橋にあるわけでありまして。橋の構造の問題、そして排水路の問題であると思っております。

まず、江川の川幅に比べ、根古屋橋の橋げたが半分以下と狭いわけでありまして。さらに、排水路、U字溝が南北から橋に向かって流れ込むという構造になっております。そのため流れを阻害し、流れを妨げる原因となっております。江川と根古屋橋の現況は、大変複雑であります。もう一方、西側の方から土地改良区の三面水路が流れております。国道の橋でありながら川幅と橋の橋げたの長さが違い、上流部からはそういった土地改良の三面水路が流れ、難問山積の大変重要な改良箇所であります。

また、那珂川の逆流の対策として建設された江川の排水樋門ゲート、この効果を最大限に上げるには、根古屋橋の改修は避けては通れない問題であると思います。被害回避の点からも、早急なる改修を求めるものであります。

そこで、私が提案してから1年3カ月たったわけではありますが、県の方に要望、また、県と今までどのような話し合いがなされたかお伺いをいたします。

中高教育についてお伺いします。

特に町内3中学校と常北高校についてですが、県は、高等学校の再編、そして改編、統廃合を進めております。県北部は少子化地域でもあり、県内では早くから統廃合が進んだ地域であります。近くでは大子清流高校、常陸大宮高校、里美高校の分校化、さらに来年は、常陸大宮高校に山方商業高校が統合されます。そして、北茨城高校と磯原高校が統合して、磯原郷栄高校という形になります。

城里町の常北高校には、PTAや各委員会等もあると思いますが、地域や町として地域を代表する常北高校に、ここ数年、常北高校活性化のためにどのような協力をしてきたのか、また、町長は、8月30日木曜日、県に高校存続の要望に行かれたと昨日の全協の席で発表がありました。どのような要望をされたのかお伺いをいたします。

平成15年度から常陸大宮市の美和、緒川、御前山地区で、美和中学校、緒川中学校、御前山中学校と小瀬高校による連携型の中高一貫教育が実施されています。この3地区からは、卒業生の40%前後の生徒が小瀬高校に入学しています。地元の高校を生かすのも地域や町の協力が必要であります。奇跡や手品でよみがえることはできないのであります。

そこで、町長並びに教育長にお伺いいたします。

町として、中高一貫教育を実施する考えはあるかどうかお聞きしたいと思います。この点については、今、県の方で進めている中高一貫教育は3形式あると思います。ただ、この地域としては、連携型がベターかなと思われるわけです。その点の中でお答えをいただければと思います。

茨城県で初めて、中学校へ中期留学を桂中学校で引き受けてはや3年が過ぎました。当時の村長、今の町長でありますね。また、教育長、中学校の先生には手探りでのスタートで、大変ご苦労があったと思います。ただ、大人の苦労に対し、当の子供たち（学生）は仲よく、留学生の本人も目覚しい速さで日本語を覚え、楽しく3カ月が過ぎたわけでありました。私は留学生が帰る前に地域の方々がお別れ会をしてくれるということで、お別れ会を開いていただいた中で、想定もしない人数が集まってくれたのに感激したことをきのうのように思われます。

また、留学生の本人が帰る前日、学友のご父兄の方から電話があり、最後のお手伝いをさせてくださいということでありました。どういうことかということ尋ねてみますと、大変自分の息子が刺激になった、そして、そのお返しに空港まで私どもに送らせてくださいということを言われました。その言葉を聞いたときに、ああやってよかったという実感

でありました。もう一度新しい城里町として、中学校への中期留学を受け入れてはどうかと思いますが、この件に関しては、町長並びに教育長にお伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 9番杉山 清議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。第1点目は、町内河川の整備についてということであります。そのうち過去災害に見舞われた河川の整備状況と対応、特に桂川、江川の状況かなと思いますが、災害に見舞われた河川につきましても、ほとんどが県管理の河川でありまして、整備が必要ということは、まず、整備要望を区長さんなどから受けて、町が県に改修整備を要望していると、そういうことで、改修を進めておるわけでありまして、県の県単の整備予算が非常に厳しいというような中で、なかなか進まないというのが事実であります。

先日、県の方にもお伺いをいたしました。本年度災害復旧事業を活用して、町内の各河川の整備箇所は12カ所を予定しておるということで、それらを現在進めておるところであります。

今まで河川の要望、そういうものは何件あったかということですが、これについては担当課長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

次に、河床工事とそれらの残土のリサイクルの問題であります。これらについては、河床工事については、それぞれの区長さんなどから要望があったものを県へ要望を出しておるところであります。県でもやはり土砂等の処分地の確保に苦慮しておるといのが現実であります。これらの中で、農地に使ってはどうかというふうなご提案であります。これらについては、農地を農地としてまた使うというようなことであれば、それらの所有者等からの要望ないし申請があれば、土地改良事業というようなことでこれは実施できるのではないかと、そういうふうに思っております。

これらについては、表土をはいで、それらに残土を入れて、また表土を戻して畑なり水田で使うということですが、これらの農地改良については、届けをさせていただいて、事業実施2週間前までに農業委員会に出していただいて6カ月以内に整備をします。改良の面積については、限度が5,000平方未満ということになっておりますが、それらを利用して、農家の方々が自分の農地を改良していくということは可能であると考えております。

次に、江川の改修であります。根古屋橋から栄橋の区間については、昭和40年代の後半になりますが、桂土地改良区の地盤整備事業の中で排水路として整備され、現在改良区内の排水路となっており、登記簿上は用悪水路となっておりまして、法定外水路となっておるわけでありまして、ですから、これについては、河川工事とはまた切り離して、土地改良区、また、土地改良事業等によって茨城県と調整しながら、補助事業化へ進めていかなければならないと考えておるところであります。

根古屋橋改修につきましては、なお一層今後とも要望して、県へ働きかけてまいりたいと考えておりますが、123号のバイパスの工事、買収、そういうこととも相まっておりますので、それらについても要望を進めてまいりたいと考えております。

次に、常北高校の存続であります。現在、常北高校は1年生が29人、2年生が36人、3年生が38人ということになっております。これらについては、平成10年の8月に、高等学校のあり方、適正化、そういうものについて審議会に諮問が出ております。これについては、現在後期の実施計画に入るわけですが、平成19年から22年までの後期計画の中で、常北高校については、ことしの入学から1学年3学級のものが2学級になったと、それらについて、22年までのうち前倒しで改革を進めるというふうな発言、また、新聞報道等もありました。それまで地元としては、平成12年に常北高校の将来を考える協議会というのが設立をされております。それらの中で、前回は17年の12月に、県の教育長等に対して、存続についての要望を提出してきたわけでありまして、

県としましては、本県の学校数と生徒数を比較すると、他県に比べて学校数が多いと。また、校舎の耐震化等も進めなければならないと。1校年間3億円ぐらいの経費がかかるというふうな橋本知事の発言であります。こういう中で、去る8月30日に、県知事に対して常北高校を存続してほしい、前倒しで来年度の募集等に影響を与えるようなやり方をしてもらっては困ると、そういう趣旨の要望をしましてまいりました。

今後、やはり地元としても常北高校の存続に向けて、学校、また地域が協力しながら努めていくということが大切ではないかと思っておりますが、町の広報等につきましても、常北高校のページを割いて、そういう中でPRも進めておりますし、やはり学校等とも連絡を取りながら、どういう方向がいいのかということについても、協議を重ねておるところであります。

それと、中高一貫教育についてと、中学校への外国人留学生の受け入れについて、これにつきましては、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思っております。

議長（小林 宏君） 教育長三村亮一君。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 常北高校が心配なので、中高一貫教育を考えてはというご意見を賜ったわけですが、何人かからはこのようなご意見もいただきました。

現在、小瀬高校を中心に御前山中学校、緒川中学校、美和中学校が連携型の中高一貫の取り組みをしているということは、杉山議員の方からもお話がございました。これにつきましては、県内でただ1カ所の文部科学省指定で運営研究がスタートして、現在、県での事業ということで取り組みがなされているわけでございます。

そうした中で、単純に本当に人数だけの計算をしてみると、御前山、緒川、美和の3校の在籍者が532名で、小瀬高校の在籍者が185名というのが現在の様子でございます。そういうことを考えると、この3校から50%近い子どもたちが小瀬高校に通っているというよ

うに考えることはできるかと思えます。

しかし、一方、御前山地区についてだけ考えてみますと、平成18年度の卒業生37名中、小瀬高校に進学したのは5名、13.5%に過ぎませんでした。14名、37.8%という子どもたちが水戸の方面に、それからあとは大宮方面、太田、茂木方面というふうなことに分かれているようでございます。

この御前山中学校だけとってみると、本当に小中の連携型の一貫教育が小瀬高校の振興にということに、果たしてどれくらいつながっているんだろうかなという疑問も正直なところございます。しかも、御前山地区と城里地区が非常に似ているような関係もございません。というのは、小瀬高校を取り巻く緒川中学校、美和中学校と、そういう環境と常北高校を取り巻く常北中、桂中、七会中、この関係が余り地域的に差があり過ぎるようなこともあるのではないかというふうに思います。

そういう中で、実は、高校教育課の方にも、常北中学校についての連携型の一貫教育をということのお話もしましたが、現在はその計画はございませんと。平成22年度までの中に入っていないので、現在それをスタートさせるということは現状では難しいという返事を、残念ながらいただきました。そういう中で、この一貫教育については、非常に難しい課題がたくさんあるということ、それを一つ一つ克服しなければならないとは思いますが、難しさが大変大きいということをお話しせざるを得ないのは残念なことでございます。

それから、中学校への外国人留学生を受け入れてはというお話ですけれども、杉山議員さんの方からお話がありましたように、休みを挟んでの約2カ月から3カ月間ぐらいの交流ということでございますけれども、中学生に外国の事情を知ってもらうということでは大変有意義な話ではあるというふうに思いますので、その点については、十分検討して進めなければならないというふうに思います。そういう中で、外国から帰ってきて、一時的に中学校に、あるいは小学校に入れたいんだという保護者直接のお話は何件も伺っています。ただ、前回のお話については、保護者の姿についてちょっと私も理解できていない面がございますので、その辺のとにかく命を預かることになりますから、保護者との連携というふうなことも大事ではないかというふうに思いますので、その辺については、慎重に進めなければならないかなということを考えております。

よろしく申し上げます。

議長（小林 宏君） 都市建設課長小林修一君。

〔都市建設課長小林修一君登壇〕

都市建設課長（小林修一君） 9番杉山議員さんの質問にお答えしたいと思います。

先ほど最初の1番で、町内河川の整備について、その（1）で、過去災害に見舞われた河川の整備状況と対応ということでございますけれども、これにつきまして3点ほど、区長要望は何件か、さらに完了した件数、その辺の答弁をお願いしたいということでござ

います。

この河川につきましては、県関係の河川でございますので、工事の発注が県発注になるかと思えます。ただ台風やふだんの土砂が埋まりまして、かなり河床が高くなりますものですから、この区長要望につきましては、全体で29件でございます。これが平成18年でございます。18年で河床の土砂ばらい、さらに災害での改修関係、補修関係、あわせて29件でございます。19年になりまして現在まで11件でございます。ただその場合、台風がございますので、二、三件これからふえるのかなと思われま。

あと完了地区につきましては、県の方でちょっと何箇所終わったよというふうな報告がないものですから、私ども平成18年度終わったところについての確認したところについては、今のところざっと見ますと12件でございます。土砂ばらいにつきましては7件、改修補修関係で5件というふうなことでございます。

ざっと申しますと、藤井川であれば土砂ばらいであります徳蔵地内での土砂ばらい、さらに真端、大網での潤沼川の土砂ばらいとか、塩子川の土砂ばらい、藤井川支流檜当地内の土砂ばらいとか、小勝北、根古屋川、これは藤井川の支流なんですけれども、そのブロック裏の抜けたところの補修とか、さらに、桂川でしたら土砂ばらいということで、桂橋から上流の土砂ばらいがございます。さらに、小勝の北の根川の藤井川支流ブロックの裏抜けの補修関係、さらに、修繕関係で、藤井川でいきますと、県道城里石岡線、これはずっとこちらから南へ行きますと、ずっと増井から上入野に抜ける低いところに橋がございます。それから上流関係、補修関係をしてあるかと思えます。この辺の補修関係でございます。以上で12件ということでございます。

ただ、ちょっと漏れたのが二、三あるかと思えますので、15件前後かなというふうに思われます。

次に、2番の河床工事と残土リサイクルについてでございますけれども、これにつきまして、杉山議員の質問の中に、1年3カ月前に質問したんですけども、県とはどうなっているかというふうな話なんですけれども、公ではないんですけども、二、三回県と話し合いはしてございます。ただまだ文書でのやり取りはしてございませんので、今後につきましては、文書での要望を出しまして、今度は具体的な話し合いになるかと思えます。

次に、3点目の江川と根古屋橋の改修についてでございますけれども、これはやはり根古屋橋、かなり狭いです。今後につきまして、県に要望いたしまして、改修に向け進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

9番（杉山 清君） 残土置き場は。

議長（小林 宏君） 都市建設課長。

〔都市建設課長小林修一君登壇〕

都市建設課長（小林修一君） 申しおくれました。

ただいまの2番の河床工事の残土の関係なんですけれども、残土置き場では、残土置き場といいますと、ちょうど旧桂地内なんですけれども、桂地内の上阿野沢と下阿野沢の間に椎尾のためというのがございます。その下の南側のところに残土置き場があるんですけども、その残土置き場が大体今もうほとんどいっぱい、残土が入らない状況でございます。何台か、数台入るぐらいで、ほとんどいっぱいになってございますので、現在では自由に残土が置ける場所というのは、確保ができていない状況でございます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 杉山 清君。

9番（杉山 清君） 河川の復旧に関しての申請状況、そして完成を、今、課長の方から答弁されましたが、実は私どもの身近なところで桂川があるわけでありまして、桂川の河床改修工事というのは、もう何回か質問しているわけでありまして。その中で、残土がたまり、川幅が狭くなり、川の深さが深くなるという形になると、その対岸の方の護岸工事や堤防、コンクリートの擁壁、そういったところが被害に遭うのではないかとということで、再三質問した経緯があります。最近においては、そういったことが実際に出ているわけがあります。そういったことをちょっと踏まえながら、今後やはり台風や災害のたびにチェックをしていただいて、県の方でも上がってくれば対処の方は考えますということをおっしゃっていますので、さらなる現況報告をしていただければと思う次第であります。

残土の置き場の確保であります。この件に関しては、実は4年前質問した後で、私も質問した経緯の中で、残土置き場を確保しなければならないと思って歩いた経緯があるんです。旧桂に1カ所あるのは私もわかっております。これは河川との残土リサイクルも含めてですから、ちょっとお尋ねしますが、今現在、あそこの置き場というのは、東側に桜の木があります。大体背丈が5メートルぐらいであります。残土置き場はそれの大体倍、桜の木が高いところにありますので、あそこの耕作地のところから考えれば、地表から考えれば10メートルぐらい高くなっています。それで、入り口にはチェーンだけがかかっている状態です。中に入るとわかりますが、例えば、子どもさんがあそこで遊んだ場合に土砂崩れの危険性は大きいです。

どうかやはり1カ所の中で、あれだけ積んであるということは、これは県の方で条例等もありますよね。役所だから許される問題ではないと思います。やはりできるだけ安全な形で置いていただきたい、そう思うわけでありまして。できれば、入り口等に看板をかけるとか、そういうことをやっていただければと思います。

先ほど残土に関しては、農地改良の中で進められる。もちろんこれは地表50センチを確保すればそういった形ができると私も思いますので、そういった有効利用を考えていただければと思います。

3つ目の根古屋橋であります。橋の給排水の面積が平米にあらわすと大体7からあっても最大で8平米ぐらいなんです。それを123号線、上坪地内を走っている国道が堤防が

わりになって、すべて水をさえぎっているという形、そして、排水溝がそこしかないということ。それが、早く水が流れれば大きな増水の際に、那珂川から流れ込む、樋門が上から流れてくると閉じるわけです。ところが、上の根古屋橋でさえぎっている形の中で、上流の水がその樋門までいかないわけです。ですから、これをやはり解消するというのには、橋をかけかえて幅を広くしなければならないというのは、これはもう一目瞭然であります。

それと、町長の方から、土地改良事業で三面水路が入っているということはそのとおりであります。上流部三面水路が入っております。ただ、やはりあそこは上流部は大変複雑で、手這坂の方から排水が流れてくる、そして、上坪地内から北側からやはり排水が流れてくる。橋の方は下にピーヤがある狭い橋であります。そういった中で、流木等があった場合にはそこにひっかかるという形の中で、その給排水の面積がさらに縮まるわけです。そういったことも踏まえ、できれば123号バイパスが開通するところには、責めでも遅いわけですが、工事に着手していただければなと思う次第であります。

それと、常北高校の存続であります。町長の方から30日、要望に県の方に行かれたということですが、例えば、この中に今現在、高校では地元の中学校と夏休みに交流をやったりとか、いろいろ模索していると思います。先日、夏休み中に高校に行って、渡邊校長先生ともいろいろ話しました。大変悩み、またどうしたらいいかという形の中で、打開案を模索しているという状態だと聞いております。

先ほど卒業生の数を言われましたが、まず、城里町で平成18年度卒業生が、中学校、これは3校合計であります。268名卒業しております。その中で、常北高校に入学した生徒さんは24名です。久々に七会から2名入っております。実はこれは前に阿久津議員が、茂木に通っている高校生に対してのスクールバスという形で質問をされました。ちょうどその質問した後の年度、今年度に入っているという形になっています。そのほかはどこから来ているかという、水戸からは5名であります。そういった中で、今後町としてできるだけ前向きの中でやっているとは思いますが、学校を盛り上げる策というものをお考えいただければなと思います。

提案として、1つ私は、実は4年前、丸3年以上たったわけですが、桂中内に留学生を引き受けたときに、1週間に1回、その当時の小林教頭先生の提案で、小瀬高に送り迎えをしながら通わせた経緯があります。留学生にとっては、大変だったと思うんですが、そのほかに語学を勉強するという意味合いの中で、水戸の国際交流協会に週1回、やはり送り迎えで通わせた経緯があります。

そして、先日、藤田校長先生とお話ししました。杉山さん大変お世話になりましたという言葉の中で言われたのは、留学生が来てくれた次の年に、桂中学校から1名入学してくれました。そして、その入学してくれた方（今3年生）が、小瀬高校の模範生でありますという言葉であります。ことし小瀬高校からオーストラリアに3名の留学生が行きました。

その1名が桂中学校から行った生徒であります。そして、2年生であります。桂中学から5名行っております。さらにことしは、3名であります。そして、小瀬高校は来年どのようなことを考えているかという、この町にもコミュニティバスがありますが、大宮市は市民バスを走らせて、朝、野口から学生を運ぶという形であります。やはり一步先を見た形、例えば、昨年質問した阿久津議員の質問ではないですけれども、ただ一つだけではなくて、一つはそのバスに乗ることがその交流の場となり、世代を越えた話し合いとか、いろいろな心のつながりもできるわけであります。どうかそういった点も考えていただき、いい案を出し、存続に向けていただければなと思う次第であります。

中高一貫教育であります。中高一貫に関しては、いろいろな規制があるというのはわかっております。ただ、中高一貫の中にも3形態あるわけあります。高等教育学校、そして併設、この2つは、この地域では到底やっていくのにはなかなか難しいと思います。そういった中で、やはり連携型が一番いいのかなと思うのと、私も何度か小瀬高に行って先生と話し合いをして、また、あそこの学校に行きますと、生徒たちが本当に生き生きと遠くから声をかけてくれるわけあります。数も常北高校に比べると約倍あります。1年生が64名、2年生が66名、3年生が56名あります。どうか大変なのはわかりますけれども、何かしら打開策を考えていかなければならないと私は思うわけあります。そういった中で、また、私なりにもいろいろなことを調べながら提案していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それと、中学校中期留学に対してであります。教育長さんの方からは、検討して前向きというようなお答えだと思っております。これはこちらの都合だけではなかなか進まない点もあります。そういった中で、やはり時間的には半年ぐらいかかるかなと思います。私も7月に、これは特定されますけれども、モンゴルに行って、日本の大使館の方と話し合いをしましたが、そういった教育面、国際交流にかけては全面的な協力をしていきましょうという話を担当者の方からいただいております。ぜひともこの城里町からも、国外に留学生は数多く行っているわけあります。そういったご家庭の方々も、まずは協力してくれるのではないかなと思う次第であります。どうか今後ともよろしくお願いを申し上げます。

以上、2回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 杉山議員の第2回目の質問であります。桂川の残土の問題ですが、これについては、今後県とも十分に連絡を取りながらやってまいりたいと考えておるところであります。

それから、残土置き場の管理ですが、桂地区にある残土置き場については、危険防止、そういうものについては、早急に対策をとってまいりたいと考えております。

また、根古屋橋についても、やはり県の方へも、今後継続的に要望してまいりたいと

考えておるところであります。

常北高校の問題ですが、先ほども申し上げましたように、町としましても、町報の半ページを割いて常北高校のいいところ、いい面を出していただくということでやっておるわけでありますので、常北高校のいい面を出しながら、こういう生徒に魅力があるようなPRも、地域全体としても考えてまいりたいと、そういうふうと考えておるところであります。

中学校の問題については、教育長の方からお答え申し上げたいと思います。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 大変中高一貫教育については、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、非常に難しい問題がございます。先ほどちょっと御前山の例を話しましたけれども、御前山中では37名中14名が水戸、10名が大宮、太田、那珂、8名が茂木方面ということで、非常に各方面に子どもたちが選択の幅を広げているというのが実態かと思うんです。その点考えますと、城里町では、とにかく水戸に近いという地域のために、水戸を中心に選択可能な高校が非常に多いこと、さらに、中学生が自分の進路を見据えて高校の選択をしているこの実態、さらに、保護者の方は保護者で、子どもたちの考えていることをできるだけ実現させてやりたいというような方向で、進路を選んでいるかというふうに考えております。

そうした中で、保護者や中学生に選択肢の1つとして常北高校の件についても勧めるということ、それ以上のことはちょっと現状ではできないかというふうに思います。そういう点で、実際に9月の校長会のときにも、常北高校がこんな厳しい状況なので、しかし、なくなってしまうということは、本町にとっても非常にマイナスイメージしかありませんのでということをお願いをしました。そういう中で、中高一貫という話になってくると、連携型であっても、教育課程の変更とか、あるいは行事の見直しとかというふうなことも入ってきますし、そこまで中学校に対してできるのかなという疑問もないわけではございません。そういう意味を踏まえて、十分これから検討しなければならないかなというふうに考えております。

なお、町長の方から、平成12年度から将来を考える会というふうな活動の話がございましたけれども、小野校長さんが校長在職中にも、随分いろいろな面で、こうやったらこうなるかなというふうなことも探られたのは探られたんですが、実際問題としては普通科というそういう壁が非常に大きくて、苦勞された割に実が上がらなかったというのが実情かなと思うし、そのことだけは皆さん方にもご理解いただいた方がいいかなということを感じております。

それから、留学生についてですけれども、向こうの大使館との連携というふうな話がありましたので、実現という方法が図られれば、そのことに前向きには取り組んでいきたい

というふうに考えています。

よろしく申し上げます。

議長（小林 宏君） 杉山 清君。

9番（杉山 清君） 町内河川整備については、大枠答弁をいただいていますので、中高教育について、もう一度お伺いをいたします。

1つは、3年前の留学生のときに、中学校、そして高校との交流を本人が図ったような形であります。そういった中で、これはやはりこちらの中学校の方の先生の方からもそういった打診がないとなかなか難しいと思いますが、そういったことは、そんなに難しいことではないと思います。その辺は打診していただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、2回目のときに私、質問というよりは、希望的なことなんですが、こちらの受け入れ態勢ですか、例えば、外国に留学する場合には、特に先進地などだとやはりその家庭状況とか、そういうものを調べるような形があります。ぜひともそういったことを検討するような会を設ける場合には、同席をさせていただければなと思いますので、これは要望ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 今、中高の交流についての高校への打診ということですよ、お話があったのは。実施の段階になってくればそのことについても十分考えていかなければならないとは思っています。

それから、多分留学生のホームステイ云々という話かなと思うんですが、実際に実現として可能ならば、そういうことについても検討はしなければならないと思っています。

9番（杉山 清君） 終わります。ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 以上で、9番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は、委員会室へお集まりください。

午後 2時36分休憩

午後 2時56分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 本日の一般質問の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日19日とあさって20日は休会であります。次の会議は21日金曜日午後2時に本議場において開会し、議案の質疑から入りますので、開議10分前までに時間厳守の上、ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時57分散会